

各所属所長 殿

一般財団法人青森県教職員互助会
理事長 風張知子
(公印省略)

令和8年度新採用者等に係る互助会加入手続き等について（通知）

当互助会の運営につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和8年度新採用者等に係る互助会加入手続き等については、下記のとおりですの
で、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1. 事例別の加入手続き・掛金について【互助会は任意加入です。】

事 例	加入手続き・掛金
<p>(1) 新たに公立学校共済組合青森支部の資格を取得する場合</p> <p>①新採用の場合</p> <p>②他の共済組合（国・市町村・警察など）から転入した場合</p>	<p>《手続き》 加入を希望する場合、公立学校共済組合青森支部に「組合員資格取得届書」を提出する際、届出書内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、公立学校共済組合青森支部へ提出してください。</p> <p>《掛金》 4月給与から控除を開始します。 加入しない場合は、翌月返金します。</p>
<p>(2) すでに公立学校共済組合の資格を取得している場合（互助会未加入）</p> <p>①公立学校共済組合の他支部から転入した場合</p> <p>②臨時講師（すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得）から引き続き新採用となった場合</p> <p>③すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得しているが、教職員互助会に未加入の場合</p>	<p>《手続き》 「組合員資格取得届書」内にある「互助会加入申込書」欄に必要事項を記入のうえ、互助会へ提出してください。 なお、記入例は、互助会ホームページに掲載していますので、参考にしてください。 添付書類は不要です。</p> <p>《掛金》 ①、②は、4月給与から控除を開始します。 加入しない場合は、翌月返金します。 ③は、加入月の翌月の給与から2カ月分を控除します。</p>

【担 当】

(一財) 青森県教職員互助会 佐藤
TEL 017-734-9914
FAX 017-734-8276

HP

